

空き家事前診断費（インスペクション）助成のご案内

本市では、空き家を有効活用し定住促進を図るため、中山間地域に所在する空き家等のうち、倒壊などの危険な状態にない建築物の建物状況調査を行う者に対して、下記のとおり事前診断費を助成します。

■補助対象者

- ・ 物件の所有者等
- ・ 物件の所有者との間で売買契約・賃貸契約など行っている者、または行う予定の者で、所有者の承諾を得ている者

■補助対象経費

- ・ 既存住宅現況検査技術者又は既存住宅状況調査技術者により実施される建物状況調査の費用

■助成額

- ・ 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額



■提出書類等

事前診断費補助金交付申請書

※次の書類を申請書に添付してください。

- ・ 見積書（事業費の明細が分かる書類を含む。）の写し
- ・ 既存住宅現況検査技術者の登録証の写し、既存住宅状況調査技術者の登録証の写し
その他の調査者の資格が確認できる書類
- ・ 建物の登記事項証明書等
- ・ 建築物の現況写真
- ・ 誓約書
- ・ 市税等の完納証明書
- ・ 建築物の所有者等の承諾書

【問い合わせ】

佐賀市役所政策推進部 中山間地域振興課
TEL：0952-58-2124
FAX：0952-58-2119

